

令和7年度 農地中間管理事業制度改正特集

令和7年がスタートしました。
農業経営基盤促進法の改正を踏まえ、いよいよ
・各市町における「地域計画」の公告・策定
・その「地域計画」を踏まえ、農業公社による
農地の貸借の農地中間管理事業に一本化
がスタートする大切な時期となりました。

私も現場の生産者とお会いする機会や講演の折に、このような改正の話をするんですが、
・「地域計画」の話は聞いている
しかし協議の場には参加したことがないとか
・農地中間管理事業に一本化されることは聞いたことがない
・令和7年度の契約から手数料を徴収されることを初めて聞いた
・農業公社のこと自体を知らない

といった会話になることが多々あります。

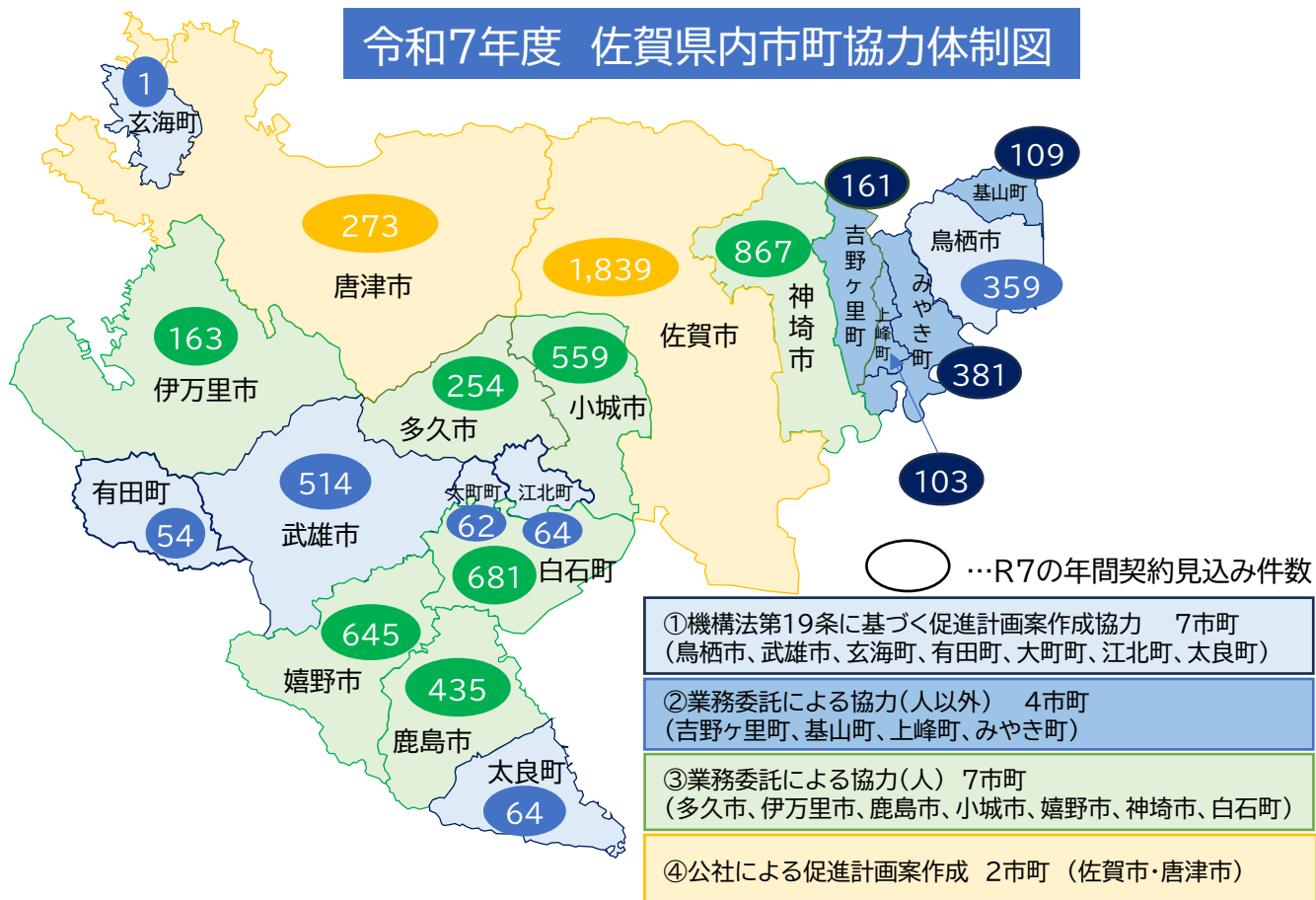
そこで、農業公社では改めて、このような制度の改正をしっかりと生産者の皆さんに伝えていくため、2月から3月を重点広報期間として、改めて
・JAの広報誌への掲載
・新聞広告への掲載
・ラジオでの広報
などを行うこととしています。



今後、農業公社では、市町、農協など関係機関の皆さんと連携して、今回の改正にスムーズに対応し、農家の皆さんから「農地中間管理事業への移行でとても助かっている。地域計画の話し合いや地域の農地の集積・集約が進むきっかけになっている。」という声を数多くお聞きすることができるよう尽力してまいります。

今回は、令和7年度農地中間管理事業制度改正特集として、改めてその内容を掲載しています。ご確認をお願いします。（専務理事 鍵山勝一）

令和7年度 佐賀県内市町協力体制図

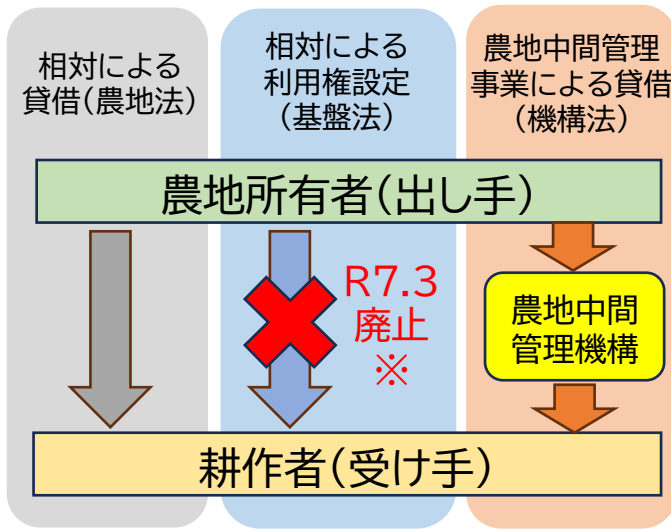


農地中間管理事業制度改正のポイント

要点

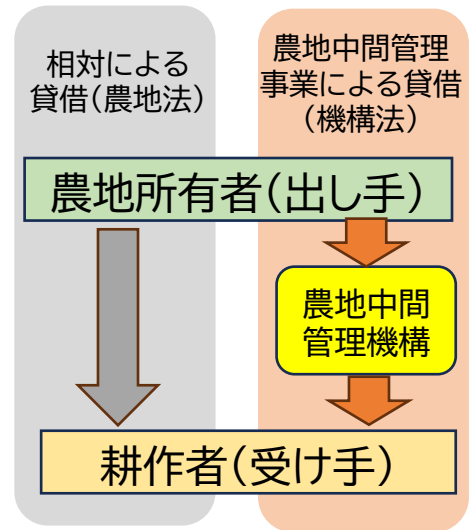
農地の貸し借りに関わる手続きが変わります

【これまでの農地貸借】



【令和7年4月以降】

地域計画策定後の農地貸借

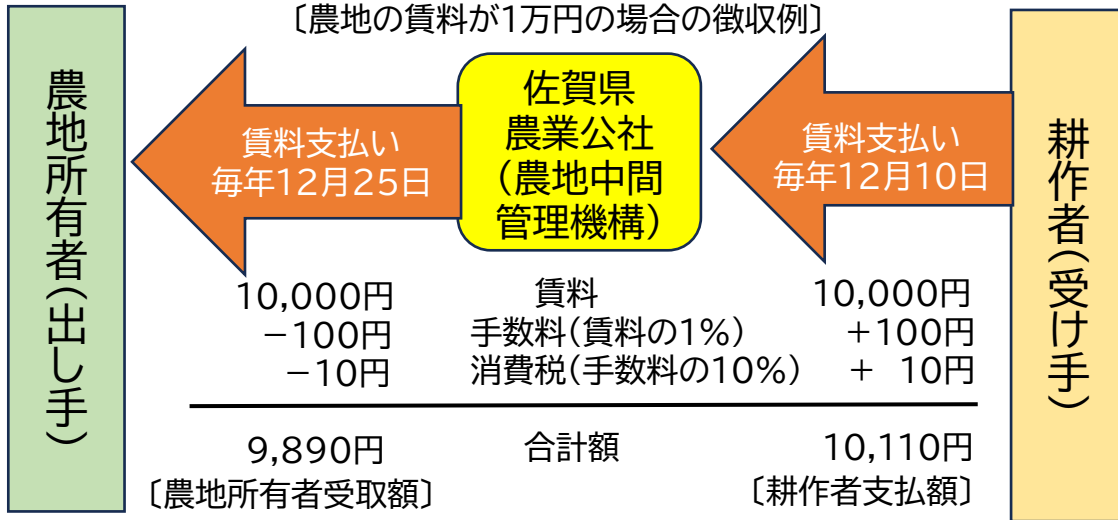


※ 既に利用権設定されている契約(相対)については、契約期間満了日まで有効です。

要点

農地中間管理事業の利用に際し、「手数料」が発生します

〔農地の賃料が1万円の場合の徴収例〕



注) 農地法による手続きの場合は、手数料は発生しません。

注) 使用貸借(賃料が発生しない場合)及び物納による設定は、手数料は発生しません。

□手数料を徴収する理由

令和7年度以降、農業公社(農地中間管理機構)の取扱面積・賃料受払等の業務が年々増加し、数年後には、3~4倍の業務量になることが予想されます。

これまで農業公社では、業務の効率化などに取り組み、少ない予算と職員数で業務を行ってききましたが、この度の農地中間管理事業への一本化により、現在の予算と職員数では、令和7年度以降の業務を適切に行っていくことは困難な状況です。

今後も引き続き、農業公社の健全な経営を持続していくために、事務手数料を徴収させていただくことになりました。

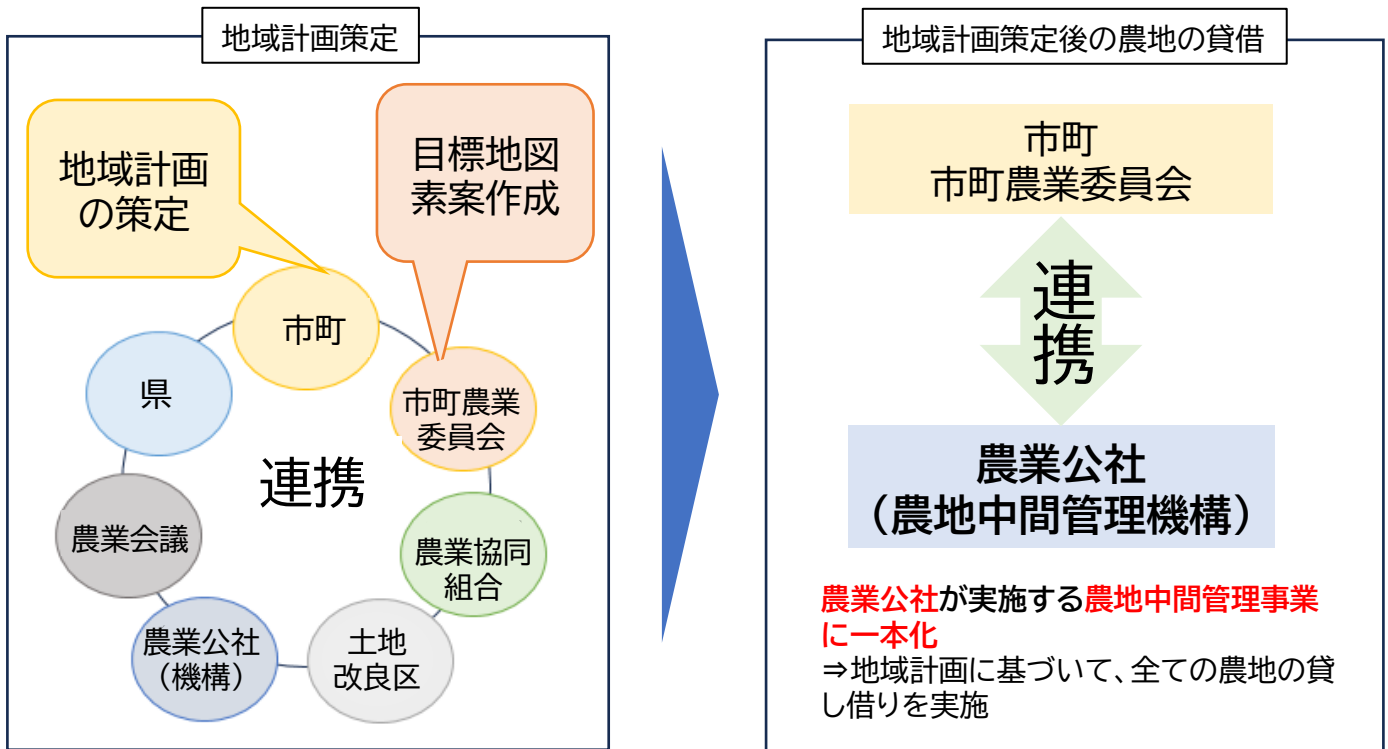
利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解を受け賜われますよう、よろしくお願いいたします。

□ 農地中間管理事業による農地の貸借

農地中間管理事業は、農業公社が農地を貸借することにより、担い手農家に農地の集積・集約化を行う国の制度として、平成26年度からスタートしました。

令和5年4月1日に、農業経営基盤強化促進法等の一部法改正が施行され、市町が『**地域計画**』（**目標地図**）を策定し、この『**地域計画**』（**目標地図**）に基づいて農地の貸借をすることになります。

県内の各市町では令和7年3月31日までにこの地域計画が策定・公告され、令和7年4月以降の農地の貸借は、農地法3条許可によるものと**農地中間管理事業**となります。

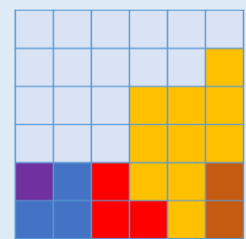


地域計画とは？

地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を**目標地図**（**目標とする農地利用の姿を示した地図**）に定めたもので、市町が策定します。



現状



目標地図

□ 「人・農地プラン」と「地域計画」の違い

項目	人・農地プラン (H24～R4)	地域計画 (R5～6)
目的	地域農業の将来の在り方	地域農業の将来の在り方 + 目標地図
主人公	中心経営体 (担い手(効率的安定的な経営)だけ)	農業を担う者 = 担い手(効率的安定的な経営) + 多様な経営体 + 受託を受けて農作業を行う者 → 皆が主人公
法定化等	特段の定めなし	農業経営基盤強化促進法による策定・公告 「地域計画」 に基づいた農地の貸借

□農地所有者(出し手)の手続き

①賃料振込日

⇒毎年12月25日(金融機関が休日の場合は、前営業日)

②権利設定の申出人

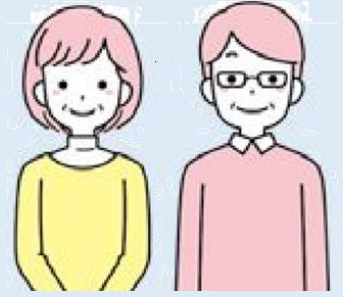
・申出人は、土地の所有者。ただし、所有者が死亡している場合は、相続関係者の代表者が申出人となり、相続権者の過半の同意が必要。

③メリット

★賃料は、機構が支払いますので安心です。(確実に賃料が支払われます。)

★貸借した農地は、期間満了後確実に所有者へ戻ります。(再契約(更新)も可能です。)

★期間満了前に農業公社又は市町農業委員会から期間満了通知を送付します



□耕作者(受け手)の手続き

①賃料徴収日⇒毎年12月10日

(金融機関が休日の場合は、翌営業日)

※賃料徴収日は厳守でお願いします。

賃料徴収日に賃料の徴収ができない場合は、徴収期日の翌日

から徴収日までの間の遅延損害金「年10.95%」が発生し、賃料に加算されます。

②権利設定の申出人

・原則、耕作者が申出人になります。受け手が法人の場合は、法人と利用権設定します。

(法的に人格を持つ法人に農地を集積するため、法人の構成員とは利用権設定できません。)

③メリット

★賃料は、複数の所有者がいる場合でも一括して機構へ支払うことができる。

(それぞれの所有者への支払は公社が行い、振込手数料は機構が負担します。)

★期間満了前に農業公社又は市町農業委員会から期間満了通知を送付します。

★国等の基盤整備事業では、農地中間管理事業の活用を要件とするものがあります。



□貸借の概要

① 貸借の期間は、下限3年以上の設定となります。

② 利用権の種類は、賃借権及び使用貸借(賃料が発生しない権利)とします。

※農地を貸したい(借りたい)が、相手が決まっていない場合は、すぐに農地を貸す(借りる)

ことはできません。地域計画に基づいて農地の貸借を実施するため、地域に精通した市町の農業委員・最適化推進委員など市町農業委員会に相談して下さい。

□ 農地の貸し借りの手続き比較一覧

項目	農地法第3条		農業経営基盤強化促進法(基盤法)	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法)
			R7.3 廃止	
契約の相手	受け手と出し手の相対契約			3者契約 (受け手・出し手・佐賀県農業公社)
申請方法	農業委員会へ許可申請	農業委員会へ申出		農業委員会で契約内容を確認 佐賀県農業公社へ申出
賃借料等の支払い	受け手→出し手			受け手→佐賀県農業公社 佐賀県農業公社→出し手
賃貸借において契約期間が満了したとき	借り主・貸し主双方から解約・変更の申し出がなければ 自動継続	貸借していた農地は 自動的に返還 される。 離作料(耕作者への金銭補償)はかかりません。 (権利再設定が可能)		
手数料	なし			受け手・出し手のそれぞれの 賃料の1%

□ 農地の貸し借りでの各機関・団体の役割

関係機関・団体等	主な役割	根拠法令等
農業委員・農地利用最適化推進委員	担当地区内の農地等の利用関係の調整	農業委員会等に関する法律
各市町農業委員会	市町内の農地等の利用関係の調整	// 、農地法、基盤法
各市町農政担当課	地域計画の策定	基盤法第19条
佐賀県農林水産部	農地行政の監督	農地法、基盤法、機構法
佐賀県農業会議	農業委員会相互の連絡調整	農業委員会等に関する法律
佐賀県農業公社	農地中間管理事業の実施	機構法、基盤法

ホームページをリニューアルしました

2025年1月から佐賀県農業公社の公式ホームページをリニューアルしました。
今後とも、適切な情報を、見やすく皆様方に提供できるよう努めます。

(下のQRコードからご覧いただけます。)

